

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 農地の競売（買受）適格証明願について
- 議第6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について
- 議第7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第8号 三条市農業委員会会長等互選規程の一部改正について
- 議第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- 議第10号 農業委員会事務局職員の任免について

報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 特別調査部会の結果報告について
- 報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3の届出について
- 報第7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 15番 佐 藤 一 富 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

農業委員欠席委員 1名

14番 小林茂宏委員

推進委員出席委員 16名

飯塚 栄三千 委員	井上 利 弥 委員
大口 伸 昭 委員	蒲澤 利 嗣 委員
北澤 正 之 委員	小池 秀 一 委員
笹岡 大 介 委員	高山 弘 則 委員
長谷川 浄 二 委員	原田 孝 一 委員
松岡 博 一 委員	松下 正 樹 委員
矢代 誠 一 委員	吉田 精 一 委員
吉田 昇 委員	渡辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 1名

山谷 秀 昭 委員

説明のため出席した職員

農 林 課 長 藤 家 憲

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	高 野 久 美 子

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時55分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

これより定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

最初に、出席状況を報告いたします。農業委員、現在員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、現在員17名、出席16名、欠席1名で、過半数以上ですので、会議規則に基づき、会議は成立しました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則に基づき、議長から指名いたします。

9番、佐藤秀樹委員、19番、廣川哲也委員からお願いします。

次に、議事参与の制限については、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて御異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

6ページ下段欄外を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定11件、8万9,103.28平米、再設定1件、4,197平米、合計12件、9万3,300.28平米です。これらの12件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が借入するものです。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1ページをお願いします。

776番は、袋地内の農地5筆、4,878平米。

777番は、井戸場地内の農地7筆、6,435平米。

778番は、下保内地内の1筆、4,672平米。

2ページをお願いします。

779番は、月岡地内ほかの農地41筆、1万1,120.28平米。

780番は、井戸場地内の農地2筆、1,440平米。

781番は、井戸場地内の農地5筆、4,461平米。

4ページをお願いします。

782番は、若宮新田地内の農地5筆、1万4,118平米。

783番は、大面地内の農地2筆、3,579平米。

784番は、戸口地内の農地2筆、653平米。

785番は、駒込地内ほかの農地3筆、9,780平米。

786番は、6ページまで続きます。笹岡地内ほかの農地33筆、2万7,967平米。

以上11件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

なお、787番は再設定ですので、説明を省略させていただきます。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

12ページ下段欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定12件、8万9,103.28平米、再設定1件、4,197平米、合計13件、9万3,300.28平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりです。また、利用権の設定を

受ける者、経営面積及び労働力、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

33ページ欄外を御覧ください。今月は、新規設定21件、15万8,786.46平米、再設定27件、13万7,988.51平米、合計48件、29万6,774.97平米です。

13ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、経営面積及び労働力、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

788番は、東大崎二丁目地内の農地11筆、1万101平米。

789番は、帯織地内の農地2筆、3,724平米。

14ページをお願いします。

790番は、牛野尾地内の農地6筆、7,503平米。

791番は、森町地内の農地5筆、4,909.55平米。

792番は、曲谷地内の農地5筆、1,022平米。

793番は、嘉坪川地内の農地5筆、4,955平米。

794番は、新屋地内の農地1筆、2,916平米。

795番は、籠場地内の農地6筆、5,137平米。

16ページをお願いします。

796番は、原地内の農地4筆、7,865平米。

797番は、大沢地内の農地2筆、5,452平米。

798番は、大沢地内の農地4筆、9,440平米。

799番は、大平地内の農地1筆、3,006平米。

800番は、諏訪三丁目地内の農地1筆、1,185平米。

801番は、尾崎地内の農地1筆、92平米。

802番は、原地内ほかの農地3筆、2,358.1平米。

803番は、18ページまで続きます。上大浦地内の農地9筆、8,316平米。

804番は、下大浦地内の農地1筆、1,021平米。

805番は、濁沢地内の農地4筆、8,019平米。

806番は、中浦地内の農地2筆、1,308平米。

807番は、20ページまで続きます。新光地内ほかの農地34筆、2万7,329平米。

808番は、23ページまで続きます。大島地内ほかの農地83筆、4万3,127.81平米。

以上21件は、相対により新規でそれぞれ賃借権または使用貸借権を設定するものです。

809番から33ページの835番までの27件は再設定ですので、説明を省略させていただきます。

最後に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告いただいた案件です。

34ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの2件、8,730平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

836番は、井戸場地内の農地2筆、1,590平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

837番は、井戸場地内の農地12筆、7,140平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第2調査部会長から調査結果について報告いただきます。

部会長は、栗原会長代理の隣に着席願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

最初に、第2調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、3月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において開催しました。

開会后、転用申請で1,000平米を超える案件及び農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前10時53分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月は、公社借入が新規設定11件、8万9,103.28平米、再設定1件、4,197平米、合計12件、9万3,300.28平米で、公社貸付は新規設定12件、8万9,103.28平米、再設定1件、4,197平米、合計13件、9万3,300.28平米です。次に、相対での利用権設定は新規設定21件、15万8,786.46平米、再設定27件、13万7,988.51平米、合計48件、29万6,774.97平米です。最後に所有権移転が2件、8,730平米です。

今月申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものといたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。議案番号807番と808番の案件の備考欄に農年の使用貸借再設定と記載がありますが、これについて説明をお願いいたします。

事務局（上林経営基盤係長）

こちらにつきましては、親子間で農地法第3条による使用貸借権の設定をしていたものを、農業者年金の関係で農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借権に設定し直すというもので、記載のように表記しているものです。

19番（廣川哲也委員）

相対での新規設定と説明されましたが、備考欄には再設定という記載があったため、疑問に感じましたので、議案説明の際に補足説明を入れていただきたいと思います。

事務局（上林経営基盤係長）

承知しました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

35ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの1件、贈与によるもの1件、合計2件、1,022平米です。番号ごとに順次説明いたします。

60番は、大島地内の農地2筆、901平米を、譲渡人は耕作する能力がないため、譲渡人の要望で近隣で耕作する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

61番は、九之曾根地内の農地1筆、121平米を、譲渡人が高齢で耕作できないことから、譲渡人の要望で近隣で耕作する譲受人に贈与するものです。譲受人の経営面積がありませんので、補足説明いたしますと、譲受人は農事組合法人〇〇〇〇の構成員です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の結果を報告いたします。

今月は、売買によるもの1件、贈与によるもの1件、合計2件、1,022平米で、いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術力など全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといいたしました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

36ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、1,506平米です。

9番は、三貫地新田地内の農地2筆、489平米を住宅兼農産物加工・販売所1棟及び駐車場5台分の用地として利用したいもので、場所につきましては旭小学校の西側850メートル付近で、おおむね10ヘクタール以上の規模の団体の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。転用目的が居住する者の日常生活に必要な住宅等であり、集落に接続して設置される転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

10番は、猪子場新田地内の農地2筆、1,017平米を貸駐車場大型14台分の用地として利

用したいもので、場所につきましては国道8号一ツ屋敷交差点の北東側400メートル付近で、宅地化が見込まれる区域内の10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。貸付先の隣接地で、他に代替できる適当な土地がないことから、第2種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は2件、1,506平米で、いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺の農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、また全て3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと判断いたしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

37ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は3件、4,082.82平米です。番号ごと

に順次説明いたします。

70番は、嘉坪川二丁目地内の農地6筆、2,041.82平米を売買により取得し、建売住宅10棟、ごみ置場、構内道路、用水路及び排水路管理道路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、にじいろ保育園の北側360メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設がある地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

71番は、石上二丁目地内の農地1筆、198平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道289号石上交差点の北東側210メートル付近で、都市計画用途地域の第1種居住地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

72番は、須頃三丁目地内の農地1筆、1,843平米を賃借権の設定により、皮膚科医院1棟、調剤薬局1棟、駐車場41台及び緑地の用地として利用したいもので、場所につきましては国道8号須頃三丁目南交差点の東側50メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は3件、4,082.82平米で、いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、全て3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと判断しました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第5号『農地の競売（買受）適格証明願について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『農地の競売（買受）適格証明願について』説明いたします。

38ページを御覧ください。今月の申請は1件です。

農地の競売に参加できる者は、農地法第3条第1項または第5条第1項の規定による権利移動が可能な者に限られます。競売に参加しようとする者は、あらかじめ農業委員会に競売（買受）適格証明願を提出し、申請者が農地の権利移動が可能な者であるかについて御審議いただくこととなります。

今回競売（買受）適格証明願が出されている案件は、農地法第5条第1項の規定による許可を要する案件で、競売となる農地は東本成寺地内の農地1筆、158平米で、願出者が建売住宅建築敷地として農地を求めるものです。場所につきましては、原信四日町店の南西側150メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

競売実施機関は新潟地方裁判所三条支部で、競売入札期間は令和6年4月5日から12日までで、売却基準価額は〇〇〇円、買受可能価額は〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第5号『農地の競売（買受）適格証明願について』の調査結果を報告します。

今回の案件は1件で、願出者1名の申請について書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、農地法第5条第1項の許可要件を満たしており、適格者として証明書を交付すべきものといたしました。

また、この証明書は、農地法第5条第1項の許可そのものではありませんので、公売や競売の結果、落札することができた者は、農地法第5条第1項の手続を改めて行う必要がありますが、証明書の交付の時点で農地法第5条第1項の許可の手続の実質的な判断が済んでいることから、買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、許可すべきものといたしました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり適格者として証明書を交付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり適格者として証明書を交付することに決定いたしました。

なお、調査部会長の調査結果報告のとおり、買受適格証明書の交付を受けた者が最高落札人となり、農地法第5条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

次に、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更(案)に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更(案)に係る意見について』説明いたします。

今回三条市長から意見照会のありました案件は、下田地域の重要変更1件で、農用地区域から除外する面積は421平米です。

39ページを御覧ください。

1番は、〇〇〇〇さんから申請のあった案件です。申請土地は、高岡地内の農地2筆、登記地目は田、現況地目は田で421平米です。変更理由は、申請者は興野地内に事務所を構えておりますが、下田地域の高齢者からの相談が急増しており、業務と生活を両立するために住宅を併設した事務所の設置が必要なことから、今回申請土地で申請され、下田農業振興地域整備計画の農用地利用計画について変更をお願いするものです。

農振白地地域での選定経過は、農地9か所を検討しましたが、耕作意欲が強く所有者の同意が得られなかったこと、分筆が不可能であること、道路に面する間口が狭いなどのことから断念されました。位置選定に当たり、国道289号に近接しており、下田地域全域や三条市街地への移動が容易なこと、業務上の秘匿性を勘案し幹線道路沿いを避けた場所であること、また申請土地に隣接する住宅に義母が居住しており、今後介護の必要性が生じた際に対応が可能であることから選定したものです。使用目的は、事務所併用住宅1棟、通路及び駐車場となっています。位置につきましては、40ページの箇所図を御覧ください。周辺農地への悪影響を及ぼすおそれはないなど、農業振興地域の整備に

関する法律第13条第2項に規定する農用地区域から除外する各要件を全て満たしております。

なお、意見照会の時期が遅くなった理由につきましては、申請書は12月に提出されておりましたが、農振白地地域の農地での検討箇所を増やすよう県からの指導があり、その検討に時間を要したことによるものです。

説明は以上です。御審議いただきたく、よろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』の調査結果を報告いたします。

下田地域の重要変更1件、421平米を農用地区域から除外する変更で、所管する農林課職員の出席の下、変更理由の妥当性や申請土地の選定経過について書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、周辺農地への悪影響を及ぼすおそれはないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用地区域から除外する各要件を全て満たしており、農用地利用計画変更（案）について異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしとすべきものといたしました。

議第6号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第6号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり意見なしと決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断につい

て』説明いたします。

41ページを御覧ください。今月は3件、3,245.3平米です。

16番は、上保内地内の農地1筆、171平米。

17番は、矢田地内の農地5筆、133.3平米。

18番は、上保内地内の農地4筆、2,941平米。

以上3件につきましては、記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月は3件、3,245.3平米で、事務局から申請書類の審査及び担当区域委員及び事務局職員による現地調査結果などの詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものと決定いたしました。

議第7号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第7号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から審議いただいた議案の審議は終了いたしました。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

次に、議第8号『三条市農業委員会会長等互選規程の一部改正について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第8号『三条市農業委員会会長等互選規程の一部改正について』説明いたします。

42ページを御覧ください。

「1 改正の趣旨」は、無効となる投票の内容等について規程の整理を行うため、必要な改正を行うものです。

43ページを御覧ください。

改正の内容は2点あり、1点目は、三条市農業委員会会長等互選規程の第9条第1項に互選会投票の際の無効となる事項を定めており、第5項に「現に会長等となっている者の氏名を記載したもの」と規定しておりますが、この記載は現行の内容と合致しないことから削除するものです。

2点目は、字句の誤りの修正です。第12条の見出し、同条第1項及び第4項中「指名推薦」を「指名推選」に改めるもので、薦めるの「薦」から選ぶの「選」とするものです。補足説明いたしますと、会長と会長代理は、農業委員の中から互選会において選挙で選ばれます。また、選挙は投票と指名推選の方法があり、指名推選は委員全員の同意により、投票によらず、あらかじめ指名者を定めて、その者を当選者とする方法となります。

施行期日は、公示の日とするものです。

44ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御確認願います。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。確認ですが、現に会長等となっている者の氏名を記載したものを無効とする条項を削除するということですが、互選会において会長に当選をされた方を会長代理の選挙のときに記載すると、どういう扱いになるのですか。

事務局（山村事務局長）

会長代理の選挙の際に、既に会長に決定した人の名前を記載した場合の取扱いについての御質問ですが、この場合は有効票として取り扱うこととなります。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第8号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第9号『令和6年度最適化活動の目標の設定等について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第9号『令和6年度最適化活動の目標の設定等について』説明いたします。

45ページをお願いします。

毎年この時期に提案し、決定いただいているもので、決定後にホームページで公表しているものです。令和6年度の目標設定等について、昨年から変更になった点について説明いたします。

「Ⅰ 農業委員会の状況」については、1 農業委員会の現在の体制は変更ありません。

2 農家・農地等の概要は、右側の認定農業者等の経営体数を令和6年2月現在の数値に修正しております。

最下段の耕地面積につきましては、令和5年度統計が先月公表されましたので、更新いたしました。

46ページをお願いします。

「Ⅱ 最適化活動の目標」、(1) 農地の集積、①現状及び課題の表中「これまでの集積面積（B）」につきましては、直近の数値として令和5年3月末現在のものです。

②目標の表中、令和5年度の農地面積が出ておりますので、目標年度を令和9年度として再算定しております。

(2) 遊休農地の解消、②目標、「Ⅰ 新規発生遊休農地の解消」では、令和5年度中に東大崎一丁目地内5筆で新たに発生したものです。

47ページをお願いします。

(3) 新規参入の促進、①現状及び課題の表中、令和5年度新規参入者4経営体は、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇です。

②目標は、直近の3年間の権利移動面積に置き換えたものです。

そのほかは変更ありません。

なお、御決定いただければ、後日ホームページで公表する予定でございます。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第9号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、追加議案、議第10号『農業委員会事務局職員の任免について』を議題といたします。

議案に入る前に、事務局職員は全員退室をお願いいたします。

（事務局職員退室）

議長（野崎会長）

では、再開いたします。

4月1日付の三条市人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の配置替について、三条市長から次のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっていることから、農業委員会の承認を求めます。

1、農業委員会事務局職員を免ずる者。経営基盤係主任、高野久美子。

2、農業委員会事務局職員に任ずる者。経営基盤係主任、小柳章子。

以上です。

なお、高野主任は政策推進課へ転出し、小柳主任は収納課から転入するものです。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第10号『農業委員会事務局職員の任免について』承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、承認することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

（午前10時10分から午前10時13分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議を再開します。

以上で全ての議案の審議は終了いたしました。

議長（野崎会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号につきましては、先ほど議案審議の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

次に、報第2号『特別調査部会の結果報告について』、特別調査部会長の私から報告をいたしますので、栗原会長代理に議長を交代いたします。

（会長 野崎文夫委員退席、会長代理 栗原一郎委員議長席に着く）

特別調査部会長（10番野崎文夫委員）

皆様のお手元に配付しました三条市農業委員会特別調査部会の結果報告をお願いいたします。

去る3月19日午後2時30分から厚生福祉会館2階第2集会室において特別調査部会を開催し、同部会委員14名から事前に選考用紙により三条地域の推進委員の応募者8人について評価いただき、当日集計し、資料のとおり特別調査部会として候補者7人に取りまとめたものとなります。本日総会で特別調査部会で取りまとめた選考結果について御意見をお伺いし、候補者を決定してまいりたいと考えております。

なお、正式な委嘱については、5月1日開催の初総会に議案として提案され、決定いただくこととなります。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

報告の中で質問や意見がございましたら、御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

今回、三条地域の推進委員の応募者が定員を超えたため、特別調査部会で候補者を選考していただきましたが、本来であれば6年前にしっかりといろいろなことを決めていれば、このようなことにはならなかったのかなと思います。応募状況や応募結果の公表が省略された形で進められたということについては、その経緯を事務局でよく検証してもらって、次回に生かしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（栗原会長代理）

貴重な御意見ありがとうございます。今後はこのようなことのないようにしたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。

それでは、反対の御意見がありませんので、三条地域の農地利用最適化推進委員候補者については、特別調査部会が取りまとめた選考結果についてのとおりとし、5月1日の総会に議案として提案させていただきます。

野崎会長に議長を交代します。

（会長代理 栗原一郎委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く）

議長（野崎会長）

次に、報第3号から報第7号までの5件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中で質問がありましたら、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了いたします。

議長（野崎会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。4月23日午前9時から厚生福社会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は26日午前9時30分開会を予定しております。

以上で定例総会を閉会します。長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

午前10時37分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 9 番） 佐藤 秀樹

議事録署名委員（19番） 廣川 哲也
